

## 平成25年8月教育委員会会議の要旨

- 1 日 時  
平成25年8月27日（火）  
開会 14時 閉会 16時06分
- 2 場 所  
教育庁教育委員会室
- 3 出席委員  
委員長 村上 智真  
委員長職務代理者 稲野 靖枝  
委員長職務代理者 山縣 俊郎  
委員 岡野 芳子  
委員（教育長） 田邊 恒美
- 4 欠席委員  
委員 中田 範夫
- 5 出席者  
教育次長 上野 清  
教育次長 竹本 芳朗  
審議監 小西 哲也  
審議監 河村 行則  
教育政策課長 河村 邦彦  
教職員課長 廣川 晋  
義務教育課長 清時 崇文  
高校教育課長 岩本 龍治  
特別支援教育推進室次長 石本 正之  
社会教育・文化財課長 藤村 恭久  
世界アウトジャンボリー開催支援室次長 河村 祐一  
人権教育課長 尾崎 敬子  
学校安全・体育課長 栗林 正和  
教育政策課企画監 濱井 昭巳  
やまぐち総合教育支援センター次長 十河 悟

## 議 案

### 議案第 1 号『山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認）』

#### 【概要】

山口県立光丘高等学校教諭 <sup>ひがき</sup> 檜垣 <sup>まさひこ</sup> 正彦及び宇部市立上宇部中学校教諭 <sup>ほりた</sup> 堀田 <sup>まり</sup> 真理に対して、教育長が臨時に代理して永年精勤として表彰したことを報告し、承認された。

## 報 告 事 項

◆『平成 2 5 年 7 月 2 8 日大雨による被害状況等』について、報告された。

#### 【概要】

平成 2 5 年 7 月 2 8 日の大雨による学校施設、社会教育施設等の被害状況及び復旧に向けた取組等について報告したもの

#### 平成 2 5 年 7 月 2 8 日大雨による被害状況等について

##### 1 被害状況

(1) 人的被害

なし

(2) 施設被害

(単位：千円)

種 別	箇所数	被害額	主 な 被 災 箇 所	被害額
学 校 施 設	6	367, 586		
小 学 校	4	356, 460	嘉年小学校【山口市】 ・校舎、体育館床上浸水、汚泥堆積、設備破損 等	15, 300
			多磨小学校【萩市】 ・学校通路法面崩落	8, 000
			小川小学校【萩市】 ・校舎、体育館床上浸水、汚泥堆積、設備破損 等	147, 100
			育英小学校【萩市】 ・校舎、体育館床上浸水、汚泥堆積、設備破損 等	186, 060
高等学校	1	126	山口中央高等学校 ・校舎屋根損傷	126
共同利用施設	1	11, 000	須佐田万川学校給食調理場【萩市】 ・調理場床上浸水、配送車破損、外構陥没 等	11, 000
そ の 他 施 設	6	341, 636		
社会教育施設	6	341, 636	小川公民館【萩市】 ・建物基礎部破損、床上浸水	225, 970
			須佐歴史民俗資料館【萩市】 ・床上浸水（本館・別館）	77, 660
計	1 2	709, 222		

#### [学校施設の復旧に向けた取組]

- 国の現地調査を待たずに復旧工事に着手することができるよう、事前着工届を文部科学省に提出後、復旧工事に着工済
- 9月上旬の文部科学省ヒアリング、10月上旬の国（文部科学省・財務省）の現地調査を経て、国庫補助事業として採択予定

#### [社会教育施設の復旧に向けた取組]

- 萩市において施設の被災状況を確認後、応急復旧工事に着工済
- 今後、復旧工事の施工内容等を検討し、本格復旧工事に着手予定

### (3) 交通関係

#### 山陰本線及び山口線の不通区間発生に伴う通学への影響

##### [山陰本線]

- 長門市駅～奈古駅間JR運行再開、奈古駅～益田駅間代行バス運行開始により不通区間は解消

##### [山口線]

- 宮野駅～地福駅間JR運行再開、地福駅～益田駅間代行バス運行開始により不通区間は解消

## 2 避難者搬送

### 十種ヶ峰青少年自然の家における対応等

#### (1) 孤立の状況等

県道の土砂崩れ等により、施設利用者及び隣接する山口市のオートキャンプ場利用者が孤立（204名）

#### (2) 対応

災害発生の翌日早朝から、自衛隊のヘリコプター2機により孤立者を近隣の阿東東中学校に、全員無事に搬送（延べ27回）

#### (3) 搬送者のその後の状況

体の不調等を訴える者なし

#### (4) 施設の状況等

県道は8月15日に通行止めが解除されたが、水道等の設備に破損等があり、現在、早期復旧に向け修理作業等を実施中。安全を確認後、9月末を目途に施設を再開予定

## 3 被災支援

### (1) 県教委事務局等の教職員派遣

萩市教育委員会からの要請に基づき、萩市立小川小学校へ教職員を派遣

#### [支援内容等]

校舎内の汚泥の除去及び清掃、校舎周辺の汚泥・漂流物等の除去及び清掃 等

#### [派遣職員数]

7月31日（水） 県教育委員会事務局職員 23名

8月1日（木） 県教育委員会事務局職員及び萩市内県立学校教職員 23名

## (2) 災害救助法適用に伴う学用品の給与

山口市、萩市及び阿武町に所在する住家の全壊・半壊・床上浸水等により学用品を喪失・損傷し就学に支障のある児童・生徒に教科書や文房具等を給与

## (3) 県立高等学校等授業料の減免

住家が全壊・半壊・床上浸水したと認められる者について、授業料を減免する旨を周知

## (4) 緊急奨学生の募集

住家が全壊・半壊・床上浸水等の被害を受けた者を対象に(公財)山口県ひとづくり財団の緊急奨学生制度を周知

### ○萩市立小川小学校被災状況



正面玄関付近



グラウンド周辺

### 【 質 疑 】

- 稲野委員：被害を受けた小学校の校舎は新学期からは使える状況になっているのか。
- 教育政策課長：何とか新学期には間に合わせるよう、現在、一生懸命復旧に努めているところである。
- 村上委員長：まもなく2学期が始まるが、水害による家庭の被害等の事情で登校等に支障がある生徒がいるか。
- 教育政策課長：小中学校、県立学校で合計151名の児童生徒が被災されている。この中で、教科書や学用品等を喪失したということがあれば、災害救助法の適用により、給付が受けられることとなっており、現時点で7名に対応しているところである。

### 【 主な意見 】

- 岡野委員：萩市在住者としてお礼を一言。小学校の復旧には、多くの先生が子ども達のためにボランティアで参加されたと伺っている。とてもありがたい、感謝している。  
また、日本ジャンボリーに参加していたスカウト達も復旧作業のお手伝いをされたと聞いた。スケジュールにはない行動だったそうだが、スカウトの皆さんにも感謝したい。

◆『平成26年度(2014年度)山口県公立学校教員採用候補者選考試験における試験問題の誤りについて』について、報告された。

### 【概要】

平成25年7月20日(土)に実施された平成26年度(2014年度)山口県公立学校教員採用候補者選考試験において、4教科(科目)の出題に誤りがあり、その対応について報告したもの。

平成26年度(2014年度)山口県公立学校教員採用候補者選考試験(第一次試験)における教科専門試験問題の誤りについて

#### 1 該当試験実施日時・会場

日時：7月20日(土) 14:30～16:00

会場：山口高等学校、山口中央高等学校、國學院大學たまプラーザキャンパス

#### 2 該当試験教科(科目)等及び誤りの内容

(1) 試験問題の内容に関わる誤り(別紙参照)

① 高等学校 「公民(政治・経済)」(受験者14名)

問題番号 第3問(5)

・[地域経済統合の代表的な動きであるEUについての理解をみる問題]において、参考として示した「資料1」の一部に誤りがあった。

② 高等学校 「理科(生物)」(受験者20名)

問題番号 第4問(1)エ

・[遺伝暗号表を利用し、アミノ酸配列を決定する問題]において、参考として示した「表1」の一部に誤りがあった。

③ 高等学校 「農業(農芸化学・食品系)」(受験者7名)

問題番号 第10問(1)エ

・[食品製造等に用いられる細菌の種類を問う問題]において、問題文の一部に誤りがあった。

(2) 表記の誤り

① 高等学校 「国語」

・問題番号の誤植及び不必要な文字の記載

#### 3 経緯

7月20日(土)に受験者からの指摘で問題の誤りが1件判明したことを受け、すべての試験問題について、改めて確認作業を行い判明した。

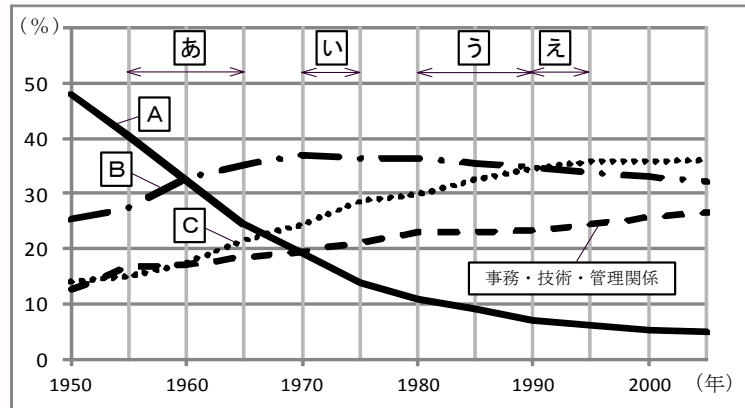
#### 4 対応

- ・ 試験問題の内容に関わる誤りについては、受験者全員を正答とし、受験者に電話により説明の上、謝罪を行った。また、可否を通知する文書に謝罪文を同封した。
- ・ 今後、検証委員会を設置し、今回の誤りの原因について精査した上で、再発防止に向けて全力で取り組む。

1 該当試験 教科専門 高等学校 公民 (政治・経済)

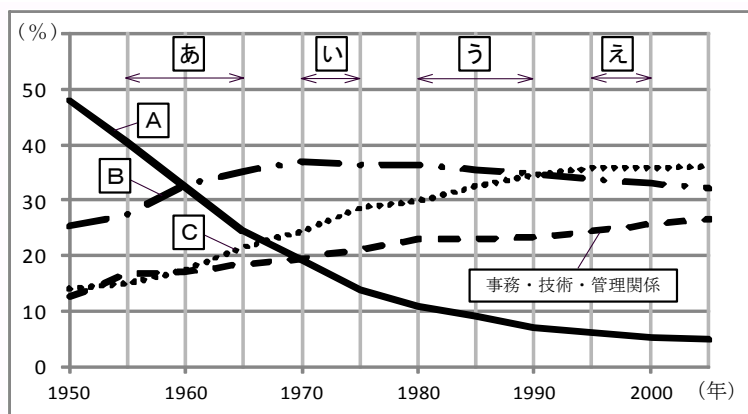
2 該当問題 第3問 資料1

【誤】



(総務省統計局資料により作成)

【正】



(総務省統計局資料により作成)

[誤りの内容]

資料1内の「え」の位置が、正しくは1995年から2000年の間であるべきところが、1990年から1995年の間を指しており、正答がない問題となっていた。

3 対応

資料1内の「え」に関する問いである3(5)については全員正答とした。

※ 配点2点/200点満点中

1 該当試験 教科専門 高等学校 理科 (生物)

2 該当問題 第4問 (1) 表1

【誤】

1番目の塩基	2番目の塩基	
	U	
A	AUU	イソロイシン (I)
	AUC	
	AUA	
	AUG	メチオニン (M)・終止

【誤】

1番目の塩基	2番目の塩基	
	A	
U	UAU	チロシン (Y)
	UAC	
	UAA	
	UAG	

【正】

1番目の塩基	2番目の塩基	
	U	
A	AUU	イソロイシン (I)
	AUC	
	AUA	
	AUG	メチオニン (M)・開始

【正】

1番目の塩基	2番目の塩基	
	A	
U	UAU	チロシン (Y)
	UAC	
	UAA	終止
	UAG	

[誤りの内容]

表1内の表記について、本来「開始」となっているべきところが「終止」、「終止」となっているべきところの表記がなかった。

3 対応

表1内の該当部分が関係する問いである4 (1) エについては、全員を正答とした。

※ 配点6点/200点満点中

- 1 該当試験 教科専門 高等学校 農業（農芸化学・食品系）  
2 該当問題 第10問 (1) エ

**【誤】**

(1) 次のア～オの説明に該当する細菌を下の語群から選び、記号で答えよ。  
エ 芽胞形成グラム陰性菌で、強力なアミラーゼ及びプロテアーゼを分泌する。

**【正】**

(1) 次のア～オの説明に該当する細菌を下の語群から選び、記号で答えよ。  
エ 芽胞形成グラム陽性菌で、強力なアミラーゼ及びプロテアーゼを分泌する。

**〔誤りの内容〕**

本来「芽胞形成グラム陽性菌」となっているべきところが「芽胞形成グラム陰性菌」となっており、正答がない問題となっていた。

- 3 対応  
問い10(1)エについては、全員正答とした。  
※ 配点1点／200点満点中

**【 質 疑 】**

- 稲野委員：問題のチェックはどのような形で行っているのか。
- 教職員課長：問題を作成する者と作成には関わらず点検する者を置いて、二重確認を行っている。ただし、機密保持の観点から、人数は大人数ではないことから、正確さの部分で課題が出たものと認識している。
- 稲野委員：問題を作成する過程で、どこで間違いが起こったかは把握しているのか。
- 教職員課長：問題の作成とチェックを繰り返す段階で、きちんと修正されず、チェックが漏れてしまったことが原因である。

**【 主な意見 】**

- 岡野委員：7月の教育委員会会議でも申し上げたが、こうしたことは起こってはいけないこと。  
謝罪をすれば良いという問題ではないので、もう一度、問題作成過程からきちんと検証できる体制づくりに取り組んで、山口県教育委員会は問題が起こったらすぐに対応が出来る素晴らしい組織だと言われるようにしていただきたい。



◆特別支援教育の理解促進に向けた取組について

【概要】

1 理解促進の必要性

- 障害のある幼児児童生徒が地域の中で自立し社会参加するために、
- 一人ひとりの障害の状態等に応じた適切な指導や必要な支援を行うことが重要
  - 障害のある幼児児童生徒の保護者が特別支援教育への理解を深めることが必要
  - 障害のない幼児児童生徒の保護者や地域の人々等の周囲の理解と協力が不可欠

周囲の人々の理解と支援は、障害のある幼児児童生徒の成長・発達に大きな影響を与えることから、教職員、保護者、地域の人々、幼児児童生徒に対する理解促進に向けた取組を計画的、継続的に進めることが必要

【幼児期】

- ・保護者が子どもの障害を受容できるようにするために
- ・子どもの将来について過度の不安を軽減するために
- ・保護者も子どももマイナスの評価を受けないようにするために
- ・障害による困難に早期に気づき、連携して支援していけるように



【学齢期】

- ・発達の段階に応じた支援により順調な成長を促すために
- ・継続的で一貫性のある支援や配慮により二次的な障害を防ぐために
- ・家庭・地域・学校が連携し、社会性を身に付けることができるように



【青年期】

- ・障害特性を生かした就労のために
- ・就職後も安心・安定して働くことができるように
- ・安全で安心な社会生活を営み、人生を充実させるために

2 国の動向

＜参考資料1＞

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（H24.7.23 中央教育審議会初等中等教育分科会）

障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限りともに学ぶインクルーシブ教育システムを構築していくうえで、特別支援教育にかかる理解促進は重要

- 学習指導要領に位置付けられている「交流及び共同学習」についての理解啓発
- 一貫した適切な支援のための「個別の教育支援計画」を活用する意義の理解啓発
- 合理的配慮の一つの観点として「幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発」

3 県の理解促進に向けた取組

（1）山口県特別支援教育ビジョン第2期実行計画における位置付け

【特別支援教育センターを中核とした相談支援の充実】

特別支援教育センターでは、（中略）保護者や地域の方々を対象とするフォーラム、研修会の開催など、特別支援教育の理解啓発に積極的に取り組みます。

【情報ネットワークの構築による理解啓発の推進】

保護者や地域の方々の特別支援教育への理解啓発を図るため、ふれあい教育センターを中心とした県内の総合支援学校間の情報ネットワークの構築を図ります。

保護者は養育や就学に関する情報を、（中略）地域や広く県民の方々が、本県の特別支援教育に関する情報等を、（中略）いつでも、どこからでも必要に応じて入手できる環境の整備を進めます。

(2) 山口県特別支援教育ビジョン第2期実行計画に基づく取組

<現在の取組の概要>

※◎は主な対象

取組の内容／対象	教職員	保護者	地域			幼児 児童 生徒
			関 係 機関等	企業等	地域の 人々	
①山口県特別支援教育フォーラム	◎	◎	○		○	
②総合支援学校の取組	ア 地域研修会	◎	◎			
	イ 授業公開	○	◎	○	◎	○
③市町、学校が行う研修会への支援		◎			○	
④Webページによる情報発信	○	○	○	○	○	
⑤研修テキストの配布と活用	◎		○			
⑥交流及び共同学習の実施	○	○				◎

①山口県特別支援教育フォーラム

<参考資料2>

- 保護者、教員、関係機関職員、一般県民が特別支援教育についてともに考える機会として、平成20年度より、年1回、5～6月にセミナーパークにおいて開催
- 医師や大学教員による講演、教員や保護者等によるパネルディスカッションを実施

<これまでのテーマ>

- ・「地域の中で連携し、将来を見通したきめ細かな支援のために」
- ・「共生社会の実現に向けてー就労支援の取組からー」

<平成24年度 参加者の内訳(人)>

幼・保	小学校	中学校	高校	特支	保護者	その他	合計
48	104	25	14	28	29	91	339

※保護者は全体の8.6%

※「その他」の内訳(児童クラブ:56、行政機関:13、保健・福祉:9、一般県民:6、民生児童委員:7)

②総合支援学校の取組

ア 地域研修会

- ・全総合支援学校で地域の教職員、関係機関職員、保護者対象の研修会を実施

<平成24年度 主な研修内容>

- ・特別支援教育の動向
- ・校内体制づくり
- ・個別の教育支援計画の作成
- ・障害のある生徒の進路指導
- ・支援機器等の活用
- ・障害のある方の生活と福祉
- ・障害の理解(発達障害、自閉症、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由)と支援

<平成24年度 参加者の内訳(人)>

- ・参加者総数(概数)3,380人 ※このうち保護者は155人(全体の4.6%)

イ 授業公開等

- ・全総合支援学校で授業公開日・週間を設定
- ・学校行事に地域住民やボランティアが参画
- ・現場実習時や企業訪問の際に、生徒の障害特性を踏まえた対応方法について紹介
- ・産業科を設置する総合支援学校では、企業等の参画を得た授業公開を実施

<参考資料3>

③市町、学校等が行う研修会への支援

- 市町・学校が実施する、子育て、障害のある子どもの就学、発達障害等の基礎的理解等についての保護者対象の研修会への協力
- 家庭教育アドバイザー、地域協育ネットのコーディネーター等対象の研修会への協力

<平成24年度 地域コーディネーター等の派遣状況>

- ・派遣回数:36回
- ・主な内容:気になる子どもの理解と支援、発達障害のある子どもへの具体的な支援  
子どもを伸ばすかわり方、就学指導や進路指導、子育ての悩み相談

#### ④Webページによる情報発信

- 全総合支援学校のWebページにおいて、センター的機能や教育相談等について周知
- 特別支援教育推進室のWebページに、各学校のトップページや研修会情報のページへのリンクを設定
- 学校によっては各学部の教育内容、学校便りやPTA通信、地域の相談機関等を紹介

#### ⑤研修テキストの配布と活用

- 発達障害等についての基礎的な理解、校内体制の工夫、授業における指導・支援の実践、校内研修充実のためのテキストを全教職員に配布
- 全校種の校内コーディネーターが出席する研修会を経て、各学校が研修テキスト等を使った校内研修を実施

#### ⑥交流及び共同学習の実施

- 幼稚園：障害のある幼児と障害のない幼児の集団活動の中で触れ合い
- 小・中学校：特別支援学級の児童生徒と通常の学級の児童生徒の授業や学校行事を通じた相互理解
- 高等学校：福祉学習や行事において障害のある生徒との交流やボランティア、福祉や農業に関する学科と総合支援学校高等部の交流
- 総合支援学校：全総合支援学校において近隣の学校や児童生徒の居住地の学校との交流活動を実施

#### <平成24年度 総合支援学校の交流及び共同学習の実施状況> <参考資料4>

- ・全総合支援学校において学校間交流及び居住地校交流を実施
- ・約130人の児童生徒が居住地校交流を実施

## 4 課題

- 実践的な研修による、教員の基本的理解に基づく指導・支援の一層の充実が必要である。
- フォーラム等への保護者の参加を一層促進していく必要がある。
- 理解の促進を、全保護者、地域の人々、全幼児児童生徒、企業等に広げる必要がある。
- 理解を促進したい内容や時期、対象等を踏まえた効果的な取組を進める必要がある。
- 身近な地域で特別支援教育について学ぶことのできる機会が必要である。

全教職員の基本的理解の一層の促進とともに、保護者、地域の人々、幼児児童生徒が特別支援教育の理念やその実際などについて理解を促進するためのプログラム、参考資料、実践事例等の蓄積と普及を進める。

## 5 今後の取組の方向性及び取組内容

- 山口県教育振興基本計画（仮称）の策定や、山口県特別支援教育ビジョン第2期実行計画の見直しに当たって、理解促進の取組の方向性を示す。
- 県教委、市町教委、各学校等の役割分担・連携のもと、特別支援教育の理念やその実際などについての理解を促進するため、理解啓発の対象、内容等に応じた取組を進める。

### (1) 山口県教育振興基本計画（仮称）

外部人材の参画や公開授業の実施等による開かれた学校づくりとともに、相談会や就学時健診等の様々な機会を通じた保護者の理解啓発、地域フォーラムや研修会等による地域の理解促進など、家庭・地域・学校が連携し、障害のある幼児児童生徒を支援できるよう、取組を進めます。

(2) 山口県特別支援教育ビジョン第2期実行計画の見直し

【見直しの視点】

○地域における自立・社会参加をめざした交流及び共同学習の推進や地域の理解促進  
現在開催している特別支援教育フォーラムの拡充とともに、市町教委や特別支援教育センター等とも連携しながら各地域で特別支援教育研修会を開催することなどを盛り込む。

(3) 取組の充実に向けて

【どのような内容を】

【どのようにして】

- 特別支援教育の理念
  - ・特別支援教育の意義と重要性
  - ・インクルーシブ教育システムの構築
- 障害の特性と支援の在り方
  - ・発達障害、自閉症・情緒障害等の特性
  - ・特性を踏まえた基本的な支援や配慮
- 特別支援教育の体制
  - ・各センターによる相談支援
  - ・総合支援学校における教育
  - ・個別の教育支援計画・指導計画
  - ・合理的配慮、交流及び共同学習

- 方法の工夫
  - ・リーフレット、研修資料等
  - ・講演、講義等
  - ・パネルディスカッション等
  - ・ワークショップ
  - ・授業参観、座談会、懇談会等
- 講師等の工夫
  - ・学識経験者
  - ・保護者や教育実践者
  - ・支援者や障害者の雇用者
  - ・障害のある方（当事者）

理解を深めたい  
内容、理解を促進  
したい対象等に応  
じた効果的な取組  
となるよう、組合せ  
を考える。

【どこが】【だれに】

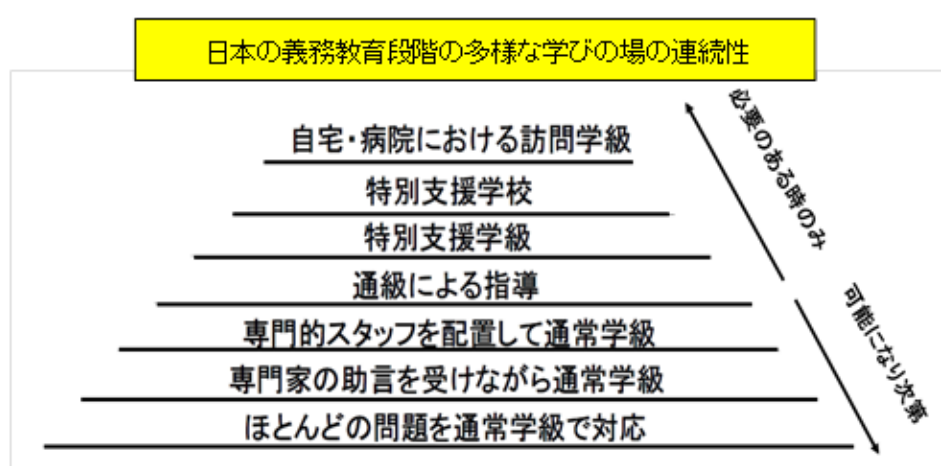
実施 主体	主な対象			
	教職員等	保護者	地域	幼児児童生徒
県教委	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管理職研修会の内容に、理解啓発の意義や進め方等を追加</li> <li>○校内コーディネーターガイドブック（仮称）に、保護者、地域の理解促進のための活動例を掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育フォーラムの充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容や方法の見直しと開催地域の拡充</li> </ul> </li> <li>○総合支援学校等と連携したWebページの充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理念と動向、地域の相談機関等</li> <li>・障害特性に応じた指導や支援の方法（視・聴・知・肢・病、自閉症、発達障害）</li> </ul> </li> <li>○関係部局、関係機関等と連携した取組                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害理解促進セミナー、ペアレントメンター養成研修のノウハウの提供</li> <li>・「サポートファイルやまぐち」の理解啓発</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○交流及び共同学習の事例の蓄積と提供</li> <li>○高校生対象のサポートプログラムの作成と普及</li> </ul>
市町教委	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管理職研修会の充実</li> <li>○校内コーディネーター、支援員等対象の研修会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳幼児健康診査（1歳6か月、3歳）、就学時健診、5歳児発達相談等の機会の活用</li> <li>○人権教育研修会、子育て講演会等の機会の活用</li> </ul>		
各学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○研修資料の一層の活用</li> <li>○インクルーシブ教育システムや合理的配慮等についての研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○PTA総会・保護者会等の機会の活用</li> <li>○学校便り等の活用</li> <li>○PTA研修会の機会の活用</li> <li>○地域懇談会等の機会の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域協育ネット等の活動プログラムに特別支援教育の研修や障害のある子どもとの交流活動を設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交流及び共同学習の推進</li> <li>○授業や行事等を通じた障害者理解の促進</li> </ul>

## インクルーシブ教育システム構築について

中教審報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」より

### 1 インクルーシブ教育システムとは

- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。
- 小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。



### 2 インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

- 障害のある子どもが地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められており、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
- 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。
- 障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

#### ■合理的配慮とは

障害者権利条約で定義された新たな概念であり、障害者の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障害のない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり、障害者の個別・具体的なニーズに配慮するためのものである。

また、変更及び調整を行う者に対して「均衡を失した又は過度の負担」を課すものではないが、障害者が必要とする合理的配慮を提供しないことは、差別とされる。

山口県特別支援教育フォーラムについて

- 1 目的 保護者、教員、関係機関職員、一般県民が特別支援教育について共に考える。
- 2 期日 毎年5月最終週の土曜日
- 3 会場 山口県セミナーパーク（山口市）
- 4 内容 医師、大学教員、関係機関職員、教員、保護者のパネルディスカッション  
 ※テーマ「地域の中で連携し、将来を見通したきめ細かな支援のために」(H24)  
 「共生社会の実現に向けてー就労支援の取組からー」(H25)

5 参加者

(1) 内訳（人）

年 度	幼・保	小学校	中学校	高校	特支	保護者	その他	合 計
H23	66	39	19	13	10	28	77	252
H24	48	104	25	14	28	29	91	339

(2) 「その他」の内訳（人）

H23	学童保育	行政機関	支援機関	児童民生委員	学生	計
	26	9	14	21	7	77
H24	児童クラブ	行政機関	福祉・保健	一般県民	その他	計
	56	13	9	6	7	91

(3) 地域別参加者

H24	岩国	柳井	周南	山口・防府	宇部・厚狭	下関	萩・長門
	5%	6%	14%	34%	31%	3%	7%

6 成果（○）と課題（●）<アンケート結果より>

- 具体的な事例（体験談等）がよく理解でき、とても参考になった。
- 具体的なかかわり方など大変分かりやすくこれからの実践に勇気をもらった。
- 良き支援者になりたいと思った。退職後はボランティアで活動したい。
- 小さいことから実践してみようと思った。
- もっと早く、たくさん、具体的な支援についての実践を知りたい。
- パネリストと参加者とのディスカッションがもっとあればよい。
- 身近な地域での開催を望む。
- 児童クラブでは指導員の研修の機会が少ない。具体的な支援方法等の研修会を望む。
- 教育関係者への特別支援教育の理解は広がっているが、一般の方の理解が少ない。
- 管理職の先生方に参加してほしい。

7 今後の方向性

内容や方法の工夫による、県民の特別支援教育の理解の一層の促進

- ・地域での開催
- ・ディスカッションの充実
- ・対象を絞った研修会の実施
- ・保護者や実践者等の講師
- ・ワークショップ形式等の研修方法の工夫 等

平成24年度 産業科を設置する総合支援学校における企業等の参画を得た授業公開

1 産業科を設置する総合支援学校における企業等の参画を得た授業公開の実施状況

期 日	学 校	参 加 者
7/ 6(金)	宇 部総合支援学校	企業 7、支援機関2、行政10、福祉サービス事業所38
9/21(金)	田布施総合支援学校	企業15、支援機関2
9/24(月)	下 関総合支援学校	企業 3、支援機関2、行政 3、福祉サービス事業所 3
10/ 4(木)	山口南総合支援学校	企業17、支援機関4、行政 5、福祉サービス事業所 5
2/12(火)	山口南総合支援学校	企業10、支援機関4、行政 2、福祉サービス事業所 3
2/13(水)	宇 部総合支援学校	企業 2、支援機関2、行政 3、福祉サービス事業所 2

2 授業改善の取組事例

企業等からの助言等	改善状況
<p>ロックミシンで縫製をしていたが、しわがあり商品として価値あるものとはいえない。指導者も生徒も、作品作りではなく、製品として誇りをもって作業するほうがよい。</p>	<p>指導者である教員が商品の製作という意識付けをするだけで、生徒が目標を掲げ、作業時の姿勢や態度等に変化が現れてきている。</p>
<p>パソコンの授業では、片手でテキストを持って片手で入力していた。<u>タッチメソッド</u>で入力させるほうがよい。</p> <p>デジタル時計だと、前後関係がイメージできない。その時間を表示しないと働けないのでは、会社では大変困る。時計は、アナログ時計の方がよい。</p>	<p>タッチメソッドを意識することにより、入力速度も速くなりつつある。</p> <p>アナログの電波時計に変更し、時間を意識して行動するように指導中である。</p>
<p>学校の中で、限られた場所や限られた人と挨拶やコミュニケーションができて、実際の社会の中でできないと意味がない。地域の方や多くの人とかかわりがもてるように<u>仕組む</u>ことが必要。</p>	<p>地域での販売学習等を徐々に取り入れているが、日頃から地域の方や多くの方々と交流できるような仕組みを検討中である。</p>
<p>生徒は、作業終了後の報告や次の作業について、教員から指示を受けていた。連絡・報告・相談は大切であるが、会社ではいつも指導者がそばにいるわけではない。ある程度マニュアル化して、自分で考えて作業することも大切である。</p> <p>聴覚障害のある生徒は、会社に入れば手話だけがコミュニケーションというわけにはいかない。筆談やジェスチャー等でコミュニケーションをするなど、自ら伝えることの大切さを知ってほしい。</p>	<p>自分で考えて作業できるように指示書を作成し、指導者の指示は最低限で行っている。自分で考えて行動し、分からない時には、確認や質問ができるようになりつつある。</p> <p>コミュニケーションが手話以外でもできることや伝えたいという気持ちが大切であることを教員が意識をして、指導中である。生徒が社会で困らないようにする必要がある。</p>

総合支援学校における交流及び共同学習について

1 交流及び共同学習の意義

- 交流及び共同学習は、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒等にとっても、障害のない児童生徒等にとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むことができる。
- 交流及び共同学習、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面がある。

2 交流及び共同学習の形態

学校間交流	特別支援学校と小・中・高等学校等との交流
居住地校交流	特別支援学校に通う児童生徒が居住する地域の小・中学校との交流
地域交流	特別支援学校のある地域の人々との交流
居住地交流	特別支援学校に通う児童生徒が居住する地域の団体や住民等との交流

3 平成24年度の実施状況

- 全ての総合支援学校が学校間交流を実施
- 居住地校交流を実施している総合支援学校幼児児童生徒 131人

4 特色のある取組

- 保護者に児童の紹介の手紙を依頼し、事前に交流相手校の学級で紹介
- ビデオレターや自己紹介カードを通した事前の自己紹介
- 総合支援学校教員による交流相手校での手話指導
- 交流通信を発行し、地域へも回覧
- 感謝の意を伝えるためのカードの交換
- 文化祭への交流相手校生徒のボランティア参加
- 交流相手校主催の全校音楽会への参加
- クイズ等を取り入れた学校紹介や学校見学等、特別支援教育や総合支援学校を理解する場の設定
- 手話で直接コミュニケーションをする場の設定及び聴覚障害についての学習
- 集会活動で地域の方々とのふれあいの機会の提供
- 自治会や敬老会等との交流の場の設定
- 市内の特別支援学級との交流会に参加
- 交流相手校の夏休み作品展、地域の郵便局や公民館での作品展への出品

5 効果

- 保護者が自分の子どもの様子を理解する機会になっている。
- 交流相手校の児童の学年が進むにつれ、意識が高まってきている。
- 継続的取組により、手をつなぐ、声をかけあう、車いすを押すなど、自然なかかわり合いができています。
- 継続的な実施により、交流相手の児童も本校児童の名前や顔を覚えてくれ、対面の時に優しく声をかけてくれる姿が見られる。
- 同じ地域内の学校であるので、小学部時代に交流した生徒と中学部でも交流することができ、相互理解や地域の一員としての連帯感が育っている。



## 【 質 疑 】

- 稲野委員：特別支援教育に携わる教員は、教員養成課程である程度の基礎を習得した教員が良い。それと併せて、スクールカウンセラーの質の向上も必要。
- 特別支援教育推進室次長：総合支援学校に勤務する教員の専門性は重要だと認識している。  
小・中学校から総合支援学校に異動する教員に対しては、3年間、新着任用研修プログラムを実施し、障害や特別支援教育について基礎的知識の習得と実践的指導力の向上に努めているところである。
- 岡野委員：地域コーディネーターとはどのような人たちで、何を担っているのか。
- 特別支援教育推進室次長：地域コーディネーターは小・中学校に17名、総合支援学校に33名、合計50名配置している。  
主に、特別支援教育の長期研修を受けた方や長年、特別支援教育に実践的に関わってきた方をお願いしている。  
業務としては、小・中学校を巡回訪問し、保護者や担任から教育相談を受けたり、生徒指導・学習指導について先生方に助言を行ったりしている。

## 【 主な意見 】

- 稲野委員：一度、原点に立ち戻って、特別支援学校の対象者、障害種別、特別支援学校が行う教育の内容等、基本的な部分を共通理解していないと上手く教育の推進に繋がらない。
- 稲野委員：児童・生徒の障害状況に応じて、多様な学びの場の設定や教育・指導の対応など、障害のある子どもが、その障害があることで不利益を被らないよう、県独自の柔軟な対応システムを作っていくことが大事。
- 山縣委員：特別支援教育は障害のある者への教育であると同時に、障害のない者への心の教育でもある。障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の交流、共同学習はどんどん進めていただきたい。
- 山縣委員：ともに生きていく社会をつくるためには、色々なふれあいを通じて心の垣根を取り払わないといけない。そのために、社会との様々な接点をつくる必要がある。
- 稲野委員：総合支援学校の高等部の入学者が膨れあがっているが、義務教育修了後の受入れの整備の問題がある。  
例えば高機能自閉症の子どもだと、能力的には高等学校に通えるが、対人関係が上手くいかない等の問題で、総合支援学校に通う子もいる。  
こうした子は、例えば別に受け入れる場所をつくるような取組も考えられる。  
山口県は、先進的な取組をしている県だと思っているので、是非、色々と考えていただきたい。
- 田邊教育長：山口県では、平成20年から盲・聾・養護学校を原則5障害を対象とする総合支援学校に移行するなどして、特別支援教育の充実に取り組んできたところ。  
本日、様々な観点から御意見をいただいたので、このことを踏まえながら教員の専門性の確保をはじめ、特別支援教育の理解促進に向けて、取り組んでまいりたい。